

指定管理者制度導入施設評価票
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田工業用水道	所在地	秋田市仁井田字新中島770番地の1
指定管理者	羽後ウォーター	県所管課	企業業務課

1 施設の概要														
設置目的	秋田工業用水道は、秋田市区域の産業の振興を図るために設置したものであり、工業用水道の受水者に良質で安定した工業用水を供給することにより、秋田県産業の振興に寄与するものである。													
県の施策上の施設の位置付け	秋田市区域の立地企業等に良質で安定した工業用水を供給することにより、秋田県産業の振興に寄与する。													
設置年	1971年	経過年数	55年	目標使用年数	90年	残年数	35年	施設面積	浄水場 99,888㎡、配水池 12,426㎡、管路延長 36.5km					
施設の設置状況	取水施設（導水沈砂池）、導水施設（導水ポンプ、沈砂池）、浄水施設（薬品沈殿池、汚泥池、天日乾燥床）、送水施設（送水ポンプ）、配水施設（配水池）、管路施設													
県内類似施設	大館市工業用水道						東北各県類似施設	八戸工業用水道（青森県）、北上中部工業用水道（岩手県）、酒田工業用水道（山形県）、八幡原工業用水道（山形県）、福田工業用水道（山形県）、仙塩工業用水道（宮城県）、仙台圏工業用水道（宮城県）、仙台北部工業用水道（宮城県）、岩城工業用水道ほか（福島県）						
施設の基本的な方針（個別施設計画）	方向性	方向性に向けた対応												
	-	個別施設計画（秋田県公営企業 中期経営計画）に方向性の記載はしていない。工業用水の需要に応じて事業を継続する。												
料金制	指定管理料制	主な料金設定	秋田県工業用水道条例 基本料金 19.50円/㎡、超過料金 39.00円/㎡											
指定期間	令和7年4月1日 ~ 令和12年3月31日 (5年間)					営業期間・時間	通年・24時間							
指定管理業務の内容	秋田工業用水道の管理に関する業務 ・施設及び設備の維持管理に関する業務 ・工業用水の供給に関する業務 等					自主事業の内容								
サウンディング実施対象	○	年間利用者数（社）	R3	R4	R5	R6	R7	年間利用収入（千円）	R3	R4	R5	R6	R7	
			28	29	29	30	29		899,333	898,262	855,118	761,392	739,236	
収支決算（千円）	項目		R3	R4	R5	R6	R7	増減要因の分析						
	収入	利用料収入						年間利用者数	R6.9.25をもって東北電力(株)秋田火力発電所の撤退したことにより、契約者数が減少した。					
		指定管理料	130,512	120,736	121,691	132,130	136,059							
		その他収入												
	合計		130,512	120,736	121,691	132,130	136,059	収支決算	第5期指定管理期間(R7~R11年度)にあたり、R7年度の収支は次の理由により変動した。 ・近年の著しい人件費、物価等の上昇により、人件費、委託料が増となった ・浄水処理に使用する薬品の調達費用（左記委託料に含む）を指定管理業務から除外したことにより、収支共に減となった ・その他支出は物価高騰等により前年度比36%増となった					
	支出	人件費	51,700	51,700	51,700	51,700	70,001							
		光熱水費	1,232	1,385	1,065	1,164	1,146							
		修繕費	14,849	14,593	14,179	11,741	18,414							
委託料		43,361	34,884	43,387	47,720	24,710								
その他支出	10,181	9,158	8,350	9,026	12,265									
合計		121,323	111,720	118,681	121,351	126,536								
収支差		9,189	9,016	3,010	10,779	9,523								

指定管理者制度導入施設評価票
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田工業用水道	所在地	秋田市仁井田字新中島770番地の1
指定管理者	羽後ウォーター	県所管課	企業業務課

2 <観点I> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

運営方針・施設の利用目標	秋田県産業の振興に寄与するため、秋田工業用水道の水質基準を確保しながら、安定供給に取り組む。				
目標・実績	目標の内容	秋田県産業の振興に寄与するため、秋田工業用水道の水質基準を確保しながら、安定供給に取り組む。			
	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析
	目標	8,760時間	8,784時間	8,760時間	次の管理項目を毎年（8,760時間）で達成。 ・秋田県工業用水道条例施行規程 第18条 水質 水温30度以下、濁度10度以下、水素イオン濃度PH5.5以上8.0以下。 ・秋田工業用水道管理業務水準書 施設、設備の機能が常に正常に発揮できるよう予防保全を行う。
	実績	8,760時間	8,784時間	8,760時間	
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	
具体的な取組とその効果	<ul style="list-style-type: none"> ・水質基準については、日々ジャーテストを実施し、最高濁度3.5度以下、pH（6.1～7.3）を達成した。 ・施設および設備の機能を常に発揮できるよう、予防保全を含む36件の修繕業務を実施した。 				
次年度の目標	目標の内容	秋田県産業の振興に寄与するため、秋田工業用水道の水質基準を確保しながら、安定供給に取り組む。			
	設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県工業用水道条例 第16条 管理の基準。 ・秋田県工業用水道条例施行規程 第18条 水質 水温30度以下、濁度10度以下、水素イオン濃度PH5.5以上8.0以下。 ・秋田工業用水道管理業務水準書 施設、設備の機能が常に正常に発揮できるよう予防保全を行う。 			
<観点I> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	A	条例・規程・水準書に基づく処理水の水質基準を遵守した。施設や設備の管理に関しては、点検及び予防保全を行い安定供給をし、毎年（8,760時間）において達成したため、A評価とする。		
	県所管課	A	毎年において処理水の水質基準の遵守、管理業務水準における供給水質に係る目標（濁度5度以下）の達成、及び給水停止・制限が無く安定供給を達成したため、A評価とする。		

3 <観点II> 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

利用者満足度の実績	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析
	実績（%）	78.8%	81.7%	80.2%	前年度と比べてユーザー対応面では上昇したが、管理基準（水質・水圧）の満足度が低下した。
	具体的な取組とその効果	計量器更新・作業停電に伴う立会い、電話対応（各種申請書のメールのやり取り含む）は担当者と密に連絡を取り合った結果高評価だった。個別の設問で80%に満たなかった管理基準（水質・水圧）とホームページ掲載内容については、その要因の聞き取りまで行っておらず今後の課題となった。			
<観点II> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	A	アンケート調査結果が80%以上の評価を得ておりA評価とする。		
	県所管課	A	アンケート調査結果から全体で高い満足度が得られているため、A評価とする。個別の設問に不満回答はないが、ホームページの掲載内容に関する評価が他の設問に対して低いため、満足度向上に向けた一層の取り組みに期待したい。		

指定管理者制度導入施設評価票
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田工業用水道	所在地	秋田市仁井田字新中島770番地の1
指定管理者	羽後ウォーター	県所管課	企業業務課

4 <観点Ⅲ> 県民サービス及び業務効率性の向上と公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

モニタリング項目	モニタリング項目		主な視点	指定管理者	県所管課
	①	②			
管理運営体制	① 職員の配置状況	事業計画書等に照らして適切な職員配置となっているか 等		A	A
	② 職員の勤務実績	事業計画書等に照らして適切な勤務実績となっているか 等		A	A
	③ 職員の処遇等	職員の処遇が労働法規に反していないか 等		A	A
	④ 施設等の適切な管理	事業計画書等に照らして日常的な保守管理や定期点検、清掃、警備、修繕等がなされているか 等		A	A
	⑤ 備品の適切な管理	備品の紛失・損傷はないか 等		A	A
	⑥ 個人情報の保護	個人情報取扱特記事項が遵守されているか 等		A	A
	⑦ 安全・安心の確保	事故防止マニュアルや緊急時連絡体制を整備しているか 等		A	A
	⑧ 経費の低減・収入の増加	経費の低減や収入の増加の取組が進められ、前年度と比較し、施設の収支状況が改善されたか 等		A	A
	⑨ 健全な経営	指定管理者選定時の財務指標と比較し、特段の経営の悪化がみられないか 等		A	A
サービス向上	① 開館日・開館時間等	事業計画書等に照らして適切な開館状況となっているか 等			
	② 業務の実施	事業計画書等に照らして適切な業務が実施されているか 等		A	A
	③ 施設の使用許可	事業計画書等に照らして適切に使用許可がされているか、優先的又は不利益な取り扱いはないか 等			
	④ 職員の接客	丁寧な対応や挨拶がなされているか、名札着用や適正な服装をしているか 等		A	B
	⑤ 広報・利用情報の発信	ウェブサイトやSNS、パンフレットなど、多様な媒体により積極的な広報を実施しているか 等		A	B
	⑥ 利用者の相談・意見・苦情	ウェブサイトや電話等による相談窓口を整備し、利用者からの相談・意見・苦情への対応策を講じているか 等		A	A
	⑦ 課題への対応	利用状況のほか、満足度調査等から課題を抽出し、対応策を講じているか 等		A	A

<観点Ⅲ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）
	指定管理者	A	<p>管理運営体制について、年間業務計画書に基づいて履行した。その中で特に管理運営体制⑧経費の低減に努めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ペーパーレスを意識し、コピー用紙を1箱削減した。 2. 薬品注入基準の見直しにより、無薬注時間が多くなるよう薬品費低減に努めた。 3. 勝平送水主弁の開度設定による流量調整を行い効率的な運転、低濁度時に緩速攪拌機（3列目2台）を停止し、電力量の低減に努めた。 <p>また、サービス向上の⑤広報について、ホームページのトップページに「新規受水をご検討中の方」など案内し広報に努めた。以上の取り組みを実施したため、A評価とする。</p>
県所管課	A	<p>管理運営体制について基本・年度協定、業務水準書等に基づき業務を履行しておりC評価が無く、県が調達する浄水用薬品費、動力費の低減に積極的に取り組むなど、一定の成果が見られていることからA評価とする。</p> <p>サービス向上⑤広報・利用情報の発信については、ウェブサイトのためのためB評価とする。能動的な展開に期待したい。</p>	

指定管理者制度導入施設評価票
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田工業用水道	所在地	秋田市仁井田字新中島770番地の1
指定管理者	羽後ウォーター	県所管課	企業業務課

5 県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方

県の施策の達成状況	良質で安定した工業用水を供給するという県の施策に対し、水質基準からの逸脱や供給支障の発生がなく、達成している。
施設運営の課題	施設の安定的・効率的な運営に当たっては、県が調達する電力・浄水用薬品費用の低減が重要なポイントであり、長期的な取り組みが必要である。
今後の方向性	課題となる動力費の縮減についてはポンプの効率的な運用、薬品費の低減については日々の運用を通じて薬品使用量の低減手法について研究する必要がある。

6 外部有識者委員会による評価（提言）

評価(提言) 令和7年度	施設の管理運営状況	指定管理者の収支状況から堅調な施設運営に努めていると評価できるものであるが、昨今の物価高騰の状況を踏まえ、ペーパーレスだけではなく、経費削減に繋がるその他の取組もより一層推進する必要があると判断される。
	県の施策達成に向けた施設運営	<ul style="list-style-type: none"> ○施設設置からの経過年数を踏まえると、今後、大規模修繕や更新など、設備投資が必要となることが想定されるが、財政的な備えに努めることや中長期的な方針等に基づく計画的な修繕・更新を行うなど、財政負担を考慮した取組が必要と考える。 ○当該設備投資に当たっては、官民連携の取組を推し進めるなど、コストの低減に繋がる手法を併せて検討してもらいたい。
評価(提言)を踏まえた対応方針 令和7年度	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○浄水過程における薬品注入基準を、河川水質の状況に応じ、濁度4.5度から4.6度に見直すことで、薬品設備の稼働時間を短縮し、県が負担する浄水場の動力費の削減及び薬品使用量の低減に伴う薬品費の抑制を図る。 ○修繕業務の実施に当たっては、可能な限り複数業者からの見積徴収し、価格競争によりコスト縮減を図るほか、適正価格の把握に努める。また、同業種への発注については、一括発注に努めることで、事務コストの削減を図る。 ○備品のリース契約に当たっては、当初の複数年契約終了後、再リース・再々リースによる単年契約に移行することで、トータルコストの削減を図る。
	県所管課	<ul style="list-style-type: none"> ○秋田工業用水道長期整備方針に基づき、将来的な工業用水の水需要を踏まえ、修繕や更新の優先順位づけと実施時期の見直しにより、財政負担の平準化を図りながら事業を進めていく。また、工業用水道料金算定要領（経済産業省）に基づく適正な料金設定とすることで、受水者の理解を得つつ安定的な事業経営を行っていく。 ○大規模な修繕や更新事業においては、施設の特性や事業規模に応じて民間連携手法の導入可能性を検討していく。これにより、民間の持つ技術力や資金力、運営ノウハウを活用し、初期投資コストの低減だけでなく、施設の維持管理コストを含めたライフサイクルコスト全体の縮減を目指す。
対応方針の進捗状況 令和7年度	指定管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬品注入基準の見直しは、評価（提言）後の2月から実施した。 2. 修繕業務は弊社協力業者優先だけではなく、複数業者からの見積徴収による価格競争と適正価格を把握し、経費削減に努めていく。 3. 物価高騰等を情報収集し、PC等の更新について適切な時期及びリース期間を設定し経費低減に努めた。 以上の取組を継続することにより経費低減を図っていく。
	県所管課	秋田工業用水道長期整備方針については、長期的な修繕や更新計画を精査し、令和8年度中の改定を予定しているところである。 工業用水道料金については、収支の均衡を図るため改定し、令和8年4月から施行した。 民間連携手法については、施設の特異性に応じた様々な連携手法の導入可能性について調査・研究を進めているところである。